

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年十一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年八月五日奈良県指令建第一〇六一一六三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月十七日建第九八七九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市和爾町八〇番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市古市町二三四三番地 タモサーチＣ―二〇二号

山北竜二

一 許可番号

令和三年七月七日奈良県指令建第一〇八一七号

令和三年十月十八日奈良県指令建第一〇八一七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月十七日建第九八八〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市葛本町六七八番三、六七八番四、六七八番五、六七八番六及び六七八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北花内七〇三番地四

株式会社ミナシマ自動車販売 代表取締役 南島忠男